

## 議案第 8 号

### 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地等事業 企業立地事業、情報通信関連雇用事業及びコンテンツ・事務管理関連雇用事業をいう。
- (2) 企業立地事業 知事が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める県内の地域において次の表の左欄に掲げる事業（以下「特定事業」という。）の用に供する工場、事業所その他の施設（以下「工場等」という。）又は設備（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「新增設事業」という。）であって、当該新增設事業に係る投資額が同表の中欄に定める金額を超え、かつ、当該新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者（同表2の項に掲げる事業にあつては短時間労働者を含み、同表3の項から5の項までに掲げる事業にあつては技術者、デザイナー（デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。）及び科学技術に関する研究者に限る。以下同じ。）の数が同表の右欄に定める人数以上であること及び特定事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じ

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地等事業 企業立地事業、情報通信関連雇用事業及び事務管理部門雇用創出事業をいう。
- (2) 企業立地事業 知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する商工労働部長。以下同じ。）が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める県内の地域において、次に掲げる業種のいずれかに属する事業（以下「特定事業」という。）の用に供する工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）を設置し、又は特定事業の拡大を目的として特定事業の用に供する施設若しくは設備（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「新增設事業」という。）であつて、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること及び事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の

られる見込みであることについて知事の認定を受けたものをいう。

認定を受けたものをいう。

ア 製造業その他地域経済の活性化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種 新增設事業に係る投資額が1億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が10人以上であること。

イ 情報処理・提供サービス業 新增設事業に係る投資額が3,000万円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者及び短時間労働者が合計で20人以上であること。

ウ ソフトウェア業、職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。以下同じ。）、デザイン・機械設計業、自然科学研究所その他産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種 新增設事業に係る投資額が3,000万円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者（技術者、デザイナー（デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。以下同じ。）及び科学技術に関する研究者に限る。）が5人以上であること。

1 製造業又は地域経済の活性化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種に属する事業	1億円	10人
2 情報処理・提供サービス業に属する事業	3,000万円	20人
3 ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種に属する事業	3,000万円	5人
4 自然科学研究所に属する事業	3,000万円	5人
5 職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。）に属する事業	3,000万円	5人
6 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツの制作等を行う事業のうち、知事が要綱で定めるもの	3,000万円	5人

(3) 情報通信関連雇用事業 県内において次の表の左欄に掲げる事業（専用通信回線を利用して行うものに限る。以下「情報通信関連事業」という。）の用に供する事業所を賃借により設置し、若しくは既に設置している情報通信関連事業の用に供す

(3) 情報通信関連雇用事業 県内において、次の表の左欄に掲げる業種のいずれかに属する事業（専用通信回線を利用して行うものに限る。以下「情報通信関連事業」という。）の用に供する事業所を賃借により設置し、若しくは既に設置している情

る事業所の床面積を賃借により増加させ、又は専用通信回線を新たに情報通信関連事業の用に供し、若しくは情報通信関連事業の用に供する専用通信回線の回線数、延長若しくは容量を増加させる事業（以下「事業所設置等事業」という。）であって、当該事業所設置等事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者の数が同表の右欄に定める人数以上であることについて知事の認定を受けたものをいう。

前号の表2の項に掲げる事業	20人
前号の表3の項又は4の項に掲げる事業	5人

報通信関連事業の用に供する事業所の床面積を賃借により増加させ、又は専用通信回線を新たに情報通信関連事業の用に供し、若しくは情報通信関連事業の用に供する専用通信回線の回線数、延長若しくは容量を増加させる事業（以下「事業所設置等事業」という。）であって、当該事業所設置等事業の実施に伴い増加する同表の中欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に定める人数以上であることについて知事の認定を受けたものを実施した者が、当該事業所設置等事業の実施前の同表の中欄に掲げる者の人数にそれぞれ同表の右欄に定める人数を加えた人数以上の同表の中欄に掲げる者を雇用して当該情報通信関連事業を継続する事業をいう。

情報処理・提供サービス業	常時雇用労働者及び短時間労働者	合計で 20人
ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、自然科学研究所その他産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種	常時雇用労働者（技術者、デザイナー及び科学技術に関する研究者に限る。）	5人

(4) コンテンツ・事務管理関連雇用事業 県内において新たに  
行う次の表の左欄に掲げる事業（以下「コンテンツ事業等」と  
いう。）であって、当該コンテンツ事業等の実施に伴い増加す  
る常時雇用労働者の数が同表の中欄に定める人数以上であり、  
かつ、当該常時雇用労働者のうち当該コンテンツ事業等の業務

(4) 事務管理部門雇用創出事業 県内において、事務に係る業  
務で知事が要綱で定めるもの（以下「事務管理業務」とい  
う。）を新たに行う事業（以下「事務管理事業」という。）で  
あって、当該事務管理事業の実施に伴い増加する見込みである  
常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事予定者」とい  
う。）の人数が5人以上であることについて知事の認定を受け  
たものを実施した者が、当該事務管理事業の実施前の常時雇用  
労働者の人数に5を加えた数以上の常時雇用労働者（以下「対  
象事務管理事業従事者」という。）を雇用して当該事務管理事  
業を継続する事業をいう。この場合において、事務管理業務に  
従事するため当該従事開始の日までに県外から住所を移転した  
常時雇用労働者（以下「県内転入者」という。）のうち、対象  
事務管理事業従事予定者及び対象事務管理事業従事者とする人  
数は、2人を限度とする。

に従事する日までに県外から住所を移転したもの（以下「県内転入者」という。）の数が同表の右欄に定める人数以下であることについて知事の認定を受けたものをいう。

第2号の表6の項に掲げる事業	3人	第2号の表6の項に掲げる事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者の数から1を差し引いた人数
知事が要綱で定める事務に係る業務を行う事業	5人	2人

(5) 投下固定資産額 企業立地事業を実施する者（法人である場合にあっては、当該法人の総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるものを含む。次号において同じ。）が新增設事業に係る土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）を取得するために要する費用の額（第2号の表1の項に掲げる事業の原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあっては、そ

(5) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者（新增設事業を実施する者が法人である場合にあっては、当該新增設事業を実施する法人（以下この号において「実施法人」という。）の会社法（平成17年法律第86号）の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるもの（以下この号において「親法人」という。）、親法人が同法の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人

の生産に係る土地、家屋及び償却資産であって知事が要綱で定めるものを取得するために要する費用の額を含む。) その他新增設事業に必要な費用として知事が要綱で定める額の合計額 (新增設事業に対し、県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付の対象となる費用のうち、知事が要綱で定める額を除く。)をいう。

(6) 賃借料 企業立地事業を実施する者が新增設事業に係る土地、家屋及び償却資産を賃借するために要する費用の額 (5年以上の契約期間を有する賃貸借契約に係るものに限り、第2号の表1の項に掲げる事業の原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあっては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であって知事が要綱で定めるものを賃借するた

として知事が要綱で定めるものを含む。以下同じ。)が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産 (地方税法 (昭和25年法律第226号) 第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。) の取得に要する費用の額 (第2号アに掲げる業種に係る新增設事業を実施する者が、その原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあっては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であって知事が要綱で定めるものの取得に要する費用の額を含む。) その他新增設事業に必要な費用の額として知事が要綱で定める費用の額の合計額 (新增設事業に対し、県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付の対象となる経費に相当する額を除く。ただし、控除しないものとして知事が要綱で定めるものは、この限りでない。)をいう。

(6) 賃借料 新增設事業を実施する者が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産の賃借に要する費用の額 (5年以上の契約期間を有する賃貸借契約に係るものに限り、第2号アに掲げる業種に係る新增設事業を実施する者が、その原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあっては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であって知事が要綱で定め



めに要する費用の額を含む。)をいう。

(7)～(10) 略

2 略

(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)

第2条の2 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに前条第1項第8号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であって、工場等を県内の地域に設置しているものが新增設事業を実施する場合における同項第2号の規定の適用については、同号の表1の項中「1億円」とあるのは「3,000万円」と、「10人」とあるのは「3人」と、同表3の項から6の項までの規定中「5人」とあるのは「3人」とする。

(補助金の交付等)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。

るものの賃借に要する費用の額を含む。)をいう。

(7)～(10) 略

2 略

(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)

第2条の2 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに前条第1項第8号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であって、工場等を県内の地域に設置しているものが新增設事業を実施する場合における同項第2号ア及びウの規定の適用については、平成23年7月1日から平成25年3月31日までの間、同号ア中「1億円」とあるのは「3,000万円」と、「10人以上」とあるのは「3人以上」と、同号ウ中「5人以上」とあるのは「3人以上」とする。

(補助金の交付等)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。

1 企業立地事業補助金	(1) 企業立地事業 (第2条第1項第2号の表1の項に掲げる事業であつて、投下固定資産額が140億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が100人以上であるものに限る。)を実施する者	投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び新增設事業の完了の日から1年間分の賃借料(情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。以下「初年度賃借料」という。)の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(30億円を限度とする。)	1 企業立地事業補助金	(1) 企業立地事業 (第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであつて、投下固定資産額が140億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が100人以上であるものに限る。)を実施する者	投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び新增設事業の完了の日から1年間分の賃借料(情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の対象となるものを除く。以下「初年度賃借料」という。)の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(30億円を限度とする。)
	(2) 企業立地事業	略		(2) 企業立地事業	略

<p>(第2条 第1項第 2号の表 1の項に 掲げる事 業であつ て、投下 固定資産 額が70億 円を超 え、かつ、 新增 設事業の 実施に伴 い増加す る常時雇 用労働者 が50人以 上である ものに限 る。)を 実施する 者((1) に掲げる 者を除 く。)</p>		<p>(第2条 第1項第 2号アに 掲げる業 種に係る もので あつて、 投下固定 資産額が 70億円を 超え、かつ、 新增 設事業の 実施に伴 い増加す る常時雇 用労働者 が50人以 上である ものに限 る。)を 実施する 者((1) に掲げる 者を除 く。)</p>	
<p>(3) 企業</p>	<p>略</p>	<p>(3) 企業</p>	<p>略</p>

立地事業  
(第2条  
第1項第  
2号の表  
1の項に  
掲げる事  
業であつ  
て、投下  
固定資産  
額が20億  
円を超  
え、かつ、  
新規  
設事業の  
実施に伴  
い増加す  
る常時雇  
用労働者  
が30人以  
上である  
ものに限  
る。)を  
実施する  
者((1)  
及び(2)  
に掲げる  
者を除  
く。)

立地事業  
(第2条  
第1項第  
2号アに  
掲げる業  
種に係る  
もので  
あつて、  
投下固定  
資産額が  
20億円を  
超え、かつ、  
新規  
設事業の  
実施に伴  
い増加す  
る常時雇  
用労働者  
が30人以  
上である  
ものに限  
る。)を  
実施する  
者((1)  
及び(2)  
に掲げる  
者を除  
く。)

(4) 企業  
立地事業  
(第2条  
第1項第  
2号の表  
1の項に  
掲げる事  
業であつ  
て、投資  
額が20億  
円を超  
え、投下  
固定資産  
額が20億  
円以下で  
あり、か  
つ、新增  
設事業の  
実施に伴  
い増加す  
る常時雇  
用労働者  
が30人以  
上である  
ものに限  
る。)を  
実施する  
者

略

(4) 企業  
立地事業  
(第2条  
第1項第  
2号アに  
掲げる業  
種に係る  
もので  
あつて、  
投資額が  
20億円を  
超え、投  
下固定資  
産額が20  
億円以下  
であり、  
かつ、新  
増設事業  
の実施に  
伴い増加  
する常時  
雇用労働  
者が30人  
以上であ  
るものに  
限る。)を  
実施する  
者

略

(5) 企業  
立地事業  
(第2条  
第1項第  
2号の表  
1の項又  
は2の項  
に掲げる  
事業に限  
る。)を  
実施する  
者((1)  
から(4)  
までに掲  
げる者を  
除く。)

略

(6) 企業  
立地事業  
(第2条  
第1項第  
2号の表  
3の項又  
は6の項  
に掲げる  
事業に限  
る。)を  
実施する

略

(5) 企業  
立地事業  
(第2条  
第1項第  
2号ア又  
はイに掲  
げる業種  
に係るも  
のに限  
る。)を  
実施する  
者((1)  
から(4)  
までに掲  
げる者を  
除く。)

略

(6) 企業  
立地事業  
(ソフト  
ウェア  
業、デザ  
イン・機  
械設計業  
又は第2  
条第1項  
第2号ウ  
の知事が

略

	者				要綱で定める業種に係るものに限る。)を実施する者
	(7) 企業立地事業(第2条第1項第2号の表4の項又は5の項に掲げる事業に限る。)を実施する者	・略			(7) 企業立地事業(職員教育施設・支援業又は自然科学研究所に係るものに限る。)を実施する者
2 情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業を実施する者	事業所設置等事業の実施前の常時雇用労働者の数に第2条第1項第3号の表の右欄に定める人数を加えた人数以上の常時雇用労働者を雇用している期間(情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に	2 情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業を実施する者	情報通信関連雇用事業を実施している期間(最初の情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。以下この項において「事業実施期間」と

満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。) 中の次のア及びイに掲げる額の合計額

ア 事業所（新たに事業所設置等事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した床面積に係る部分に限る。）の賃借に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき1,200万円を限度とする。）

イ 専用通信回線（新たに事業所設置等事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。）の使用料及び通信

料の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき2,000万円を限度とする。）の合計額



		料の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき2,000万円を限度とする。）			
3 <u>コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金</u>	<u>コンテンツ・事務管理関連雇用事業を実施する者</u>	<p>コンテンツ事業等の実施前の常時雇用労働者の数に第2条第1項第4号の表の中欄に定める人数を加えた人数以上の常時雇用労働者（県内転入者にあつては、同表の右欄に定める人数を限度とする。）を雇用している期間（コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。）中の次のアからウまでに掲げる額の合計額</p> <p>ア 別表の左欄に掲げる年度ごとの同表の右欄に定める数を合計した数（100を限度とする。）に50万円を乗じて得た額</p>	3 <u>事務管理部門雇用創出事業補助金</u>	<u>事務管理部門雇用創出事業を実施する者</u>	<p>次のアからウまでに掲げる額の合計額</p> <p>ア <u>事務管理部門雇用創出事業を実施している期間（最初の事務管理部門雇用創出事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。以下この項及び別表において「事業実施期間」という。）に雇用した新規雇用労働者（事務管理業務に引き続き6月以上従事した常時雇用労働者を</u></p>

イ 事業所（新たにコンテンツ事業等の用に供されたもの又はコンテンツ事業等に伴い増加した床面積に係る部分に限る。）の賃借に要する費用の額（情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）、設備機器（コンテンツ事業等の用に供されたものに限る。）の賃借に要する費用の額その他の知事が要綱で定める費用の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき1,000万円を限度とする。）

ウ 電気通信役務提供契約（コンテンツ事業等のために新たに締結され、又は変更されたものに限る。）に基づき支払う経費の額

いう。以下この項及び別表において同じ。）の人件費のうち、別表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数の合計数（当該合計数は、第2条第1項第4号の知事の認定に係る新規雇用労働者の数の合計数の範囲内で、かつ、100を限度とする。）に50万円を乗じて得た額

イ 事業実施期間の事業所（事務管理事業に伴い当該事業の用に供されたもの又は事務管理事業に伴い増加した床面積に係る部分に限る。）の賃借に要する費用の額（情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）並びに設備機器の賃借に要する費用の額その他の知事が要綱で定める費用の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき1,000万円を限度とする。）

ウ 事業実施期間の電気通信役務提供契約に基づき支払をする経費の額（事務管理事業に伴い当該事業の用に供されたもの）に限り、専用

		<p>(専用通信回線(新たにコンテンツ事業等の用に供されたもの又はコンテンツ事業等に伴い増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。)の使用料及び通信料の額を含み、情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。)に100分の50を乗じて得た額(1年間につき500万円を限度とする。)</p>			<p>通信回線(事務管理事業に伴い事業の用に供されたもの又は事務管理事業に伴い増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。)の使用料及び通信料の額(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。)を含む。)に100分の50を乗じて得た額(1年間につき500万円を限度とする。)</p>
2 略		2 略			
3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち次の表の左欄に掲げるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ次の表の右欄に定める額を加算した額以下とする。		3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち次の表の左欄に掲げるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ次の表の右欄に定める額を加算した額以下とする。			
<p>1 第2条第1項第2号の表1の項に掲げる事業で、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの(家屋及び償却資産の取得を伴うものに</p>	<p>略</p>	<p>1 第2条第1項第2号アに掲げる業種に属する事業で、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの(家屋及び償却資産の取得を伴うもの</p>	<p>略</p>		

<p>限る。)</p>		<p>に限る。)</p>	
<p>2 次のいずれかに該当する事業で、知事が特に認めるもの</p> <p>(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの(戦略的に推進するものに限る。)に関する事業</p> <p>(2) 先進的な技術を活用する事業</p> <p>(3) 県内の資源を活用する事業</p> <p>(4) 著しい雇用の増加を伴う事業</p>	<p>次のア及びイに掲げる額の合計額(10億円を限度とする。)</p> <p>ア 投下固定資産額(1の項に該当する場合にあっては、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額。以下この表において同じ。)に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</p> <p>(ア) 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業 100分の10</p> <p>(イ) 特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認める事業 100分の10</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる事業以外の事業 100分の5</p> <p>イ 初年度賃借料の額に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</p>	<p>2 次のいずれかに該当する事業で、知事が特に認めるもの</p> <p>(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの(戦略的に推進するものに限る。)に関する事業</p> <p>(2) 先進的な技術又は県内の資源を活用する事業</p> <p>(3) 著しい雇用の増加を伴う事業</p>	<p>投下固定資産額(1の項に該当する場合にあっては、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額。以下この表において同じ。)に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)</p>

	(ア) <u>アの(ア)及び(イ)に掲げる事業</u> 100分の50 (イ) <u>アの(ア)及び(イ)に掲げる事業以外の事業</u> 100分の25
略	

4～6 略

7 第1項の規定にかかわらず、情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業のうち著しい雇用の増加を伴う事業その他事業の規模等を勘案して知事が特に認める事業に対する情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

8 略

(事業実施者の責務)

第4条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者（次条において「事業実施者」という。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

略	

4～6 略

7 第1項の規定にかかわらず、情報通信関連雇用事業又は事務管理部門雇用創出事業のうち著しい雇用の増加を伴う事業その他事業の規模等を勘案して知事が特に認める事業に対する情報通信関連雇用事業補助金又は事務管理部門雇用創出事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

8 略

(事業実施者の責務)

第4条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者（次条において「事業実施者」という。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

略		
コンテンツ・ 事務管理関連 雇用事業補助 金	コンテンツ・事務 管理関連雇用事業 補助金の対象と なったコンテン ツ・事務管理関連 雇用事業に係るコ ンテンツ事業等	コンテンツ・事務管理関連 雇用事業の開始の日から10 年間

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 略

- 3 平成25年3月31日以前に第2条第1項第2号の知事の認定を受けた企業立地事業、同日以前に同項第3号の知事の認定を受けた情報通信関連雇用事業及び同日以前に同項第4号の知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係る第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、同条から第5条までの規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

略		
事務管理部門 雇用創出事業 補助金	事務管理部門雇用 創出事業補助金の 対象となった事務 管理部門雇用創出 事業に係る事務管 理事業	最初の事務管理部門雇用創 出事業の開始の日から10年 間

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 略

- 3 この条例の失効の日以前に第2条第1項第2号の知事の認定を受けた企業立地事業、同日以前に同項第3号の知事の認定を受けた事業所設置等事業に係る情報通信関連雇用事業及び同日以前に同項第4号の知事の認定を受けた事務管理事業に係る事務管理部門雇用創出事業に係る第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、同条、第4条及び第5条の規定は、この条例の失効後

別表（第3条関係）

初年度（コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から起算して1年間をいう。以下同じ。）	略
略	

備考 この表に定める新規雇用労働者のうち県内転入者の数は、第2条第1項第4号の表の右欄に定める人数を限度とする。

も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

初年度（事業実施期間の初日から起算して1年間をいう。以下同じ。）	略
略	

備考 右欄に定める数の合計数の算定においては、新規雇用労働者のうち県内転入者である新規雇用労働者の数は、2を限度とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例第2条第1項第4号の規定による知事の認

定を受けた事務管理部門雇用創出事業は、改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第4号の規定による知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業とみなす。

3 新条例第3条第3項の規定は、施行日以後に新条例第2条第1項第2号の規定による知事の認定を受ける企業立地事業について適用する。